



あなたの出した産廃  
大丈夫？

**危険**

今一度、確認を！

提供：公益社団法人 日本容器包装リサイクル協会

廃棄物を排出されるお客様へ

# あなたの出した産廃が火災の原因に？



●廃棄物の中に危険物・有害物が混入していたことにより、廃棄物の処理施設や収集運搬の途中で火災が発生しています。



提供：公益社団法人 日本容器包装リサイクル協会

## 以下のものが混入すると大変危険です！！！！

電池類	乾電池／ボタン電池／リチウムイオン電池
電池入りの製品	スマホ／ハンディファン／電子タバコ
発火物	ライター／マッチ／花火／発煙筒
スプレー類	スプレー缶／カセットコンロ用ガス
消火器	消火器／ガスボンベ
液体	シンナー／塗料／アルコール
水銀	水銀灯／蛍光灯／体温計
その他	PCB／アスベスト／注射器

**責任があります！！** 産業廃棄物を処理する責任は排出事業者にあります。

### 責任とは？

排出した産業廃棄物を適正に処理するために、廃棄物を取り扱う際の注意事項等必要な情報を処理業者に提供しなければなりません。

### 社会的な制裁を受けるかも？

新たな費用負担が発生したり、マスコミ報道等により社会的な制裁を受ける可能性もあります。

**ペナルティがあります！！** 危険なもの、有害なものを黙って処理業者に引き渡すと委託基準違反に問われます。

## 罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはその併科

次の①～③のうち、一つでも該当すれば「委託基準違反」となり、罰則が科せられます。

- ①処理業者が許可を持っていない種類の廃棄物を引き渡した
- ②処理業者が許可を持っていたとしても契約書に書いていなかった
- ③特別管理産業廃棄物を委託する際に事前通知をしていなかった

※事前通知が必要なもの

特別管理産業廃棄物の「種類」「数量」「性状」「荷姿」  
特別管理産業廃棄物を「取り扱う際に注意すべき事項」